

中外製薬株式会社と医療の視点が連携開始！



## 就労支援につながるハンドブックやキャンサーバルーンなど がんに関する広報を皮切りに、多様な広報を実施！

横浜市では市民の皆様医療を「他人ごと」ではなく、自分自身のこととして捉えていただけるよう、民間企業等と連携しながら医療広報を実施する「医療の視点プロジェクト」に取り組んでいます。

この度、**中外製薬株式会社**と「医療に関する総合的な市民啓発に関する連携協定」を新たに締結し、疾患啓発につながる取組を共同で実施します。

連携初年度は、がん対策につながる広報を中心に進め、多様な医療広報に取り組みます。

### 1 経緯

中外製薬株式会社は社会貢献活動として、事業活動を通じて得た知識・経験を生かし、医療分野の発展にも取り組んでいます。この度、昨年度から本市が取り組む「医療の視点プロジェクト」の趣旨に賛同いただき、連携協定締結に至りました。

中外製薬株式会社は総合的な医薬品メーカーですが、特にがん領域に強みを持っており、既に専門家の監修による啓発パンフレット等を作成済みで、本市の総合的ながん対策の広報にも活用できるものです。

### 2 今年度の取組（3点）について

#### (1) ワーキングサバイバースハンドブックの作成・配布

医療の視点ロゴを印刷したハンドブックを、9月開催予定のリレー・フォー・ライフ・ジャパン 2019 横浜の横浜市医療局、中外製薬株式会社それぞれのブースにて配布します。

その他、経済局とも連携した企業への配布や、市内各病院で配架するなどの広報に取り組みます。

#### 【補足】

##### ワーキングサバイバースハンドブック

就労とがん治療の両立につながる情報をテーマ別にまとめた冊子。

（全3種類：中外製薬株式会社発行）

##### リレー・フォー・ライフ・ジャパン 2019 横浜

（公財）日本対がん協会主催のがん啓発に関するチャリティー活動。9月7日（土）・8日（日）の2日間。場所は臨港パーク芝生広場。



## (2) キャンサーバルーンの配布

1日限りとして今年3月に配布した際、好評いただいたギフト形式のオリジナル啓発グッズを、中外製薬株式会社の費用負担により、**リレー・フォー・ライフ・ジャパン 2019 横浜のブースで再度配布（限定200個予定）**します。大切な方への贈り物に是非活用してください。

### 【補足】

#### キャンサーバルーン

乳がんのセルフチェックの動きをモチーフに、自然とセルフチェック方法を理解できるよう設計した啓発グッズ。

横浜市立大学先端医科学研究センター コミュニケーション・デザイン・センター（代表：武部貴則特別教授）と共同開発。

参考：横浜市記者発表資料（平成31年2月）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/iryo/2018/20190214-046-29018.html>



## (3) オリジナル絵本の配布（骨粗しょう症）

中外製薬株式会社が新たに作成した骨粗しょう症の啓発をテーマにした絵本（きむらゆういち先生 作・絵）を、健診等の際にご家族とお子さんに読んでいただけるよう、市内病院・区役所等（配布先・部数等は調整中）に配布します。

### 【補足】

#### いつまでもげんき

孫が家族の応援団として、おばあちゃんの骨の健康を守るという主旨の「絵本」。なお、一般販売は行っていません。

#### きむらゆういち先生

東京都生まれ。多摩美術大学卒業。「あらしのよるに」（講談社）で講談社出版文化賞をはじめ受賞多数。絵本に「あかちゃんのあそびえほん」シリーズ、「オオカミのおうさま」（以上、偕成社）、「どうする どうする あなのなか」（福音館書店）など多数ある。



## (参考) 医療の視点



「医療への視点が少し変わること、異なる気づきを得られ、行動につながる」をコンセプトに昨年9月から取組をスタートしています。民間企業等との連携や、市民の皆様の関心事にフォーカスすることで、より印象に残りやすく、伝わりやすい広報に取り組んでいます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/iryo/iryonoshiten/iryonoshiten.html>

お問合せ先

医療局医療政策課情報企画担当課長 小川 亨 Tel 045-671-4813

# 医療に関する総合的な市民啓発に関する連携協定

中外製薬株式会社（以下「甲」という。）と、横浜市（以下「乙」という。）とは、医療に関する総合的な市民啓発について以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、双方の資源を有効に活用することで、医療を受ける市民へ適切な情報提供を行い、理解と協力を得ることをもって、医療資源の効果的・効率的な活用を目指すことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を実現するため、次に掲げる連携事項に取り組むものとする。

- （1）医療に関する市民の関心及び知識向上を目的とした取組
- 2 甲及び乙は、前項に定める連携事項にかかる取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙合意の上決定する。

（連携事項等の変更）

第3条 前2条に規定する連携事項等、その他本協定について変更の必要が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の解除）

第4条 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、ただちに本協定の全部又は一部を解除することができるものとする。

- （1）本協定に違反したと認められるとき
- （2）本協定の趣旨を逸脱する行為があったとき
- （3）災害その他やむを得ない事由により本協定の履行が困難となったとき
- 2 前項のほか、甲及び乙は、本協定の解除を希望する場合、相手方に対し、解除希望日の3か月前までに解除する旨の通知を行い、両者協議のうえ、損害賠償その他何らの責任を負うことなく本協定の全部又は一部を解除することができるものとする。

（確認事項）

第5条 甲及び乙は、本協定の締結が、甲が乙以外の者と連携し協力すること及び乙が甲以外の者と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定の履行に際し、知り得た相手方の業務上、技術上その他一切の情報のうち秘密であることが明示された情報（以下「機密情報」という。）を各々の責任による適切な管理のもと守秘義務事項として取り扱うこととし、相手方の事前の許諾なくして第三者に開示、または本協定に定められた業務以外で使用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は機密情報に含まれない。
  - （1）知得する時点で既に公知となっているもの
  - （2）知得する時点で既に自己が適法に有しているもの
  - （3）知得した後に、自己の責めに因らずに公知となったもの
  - （4）正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく適法に入手したもの
  - （5）秘密情報とは無関係に独自に開発したもの
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、本協定遂行のために機密情報に接する必要がある自己の役員、従業員又は職員に秘密情報等を開示することができる。

（成果物の帰属）

第7条 第2条第1項に定める連携事項の実施に伴い生じた成果物に関する権利は、甲乙それぞれ実施

した者に帰するものとする。ただし、甲乙協議の上決定したものについては、この限りでない。

(関係法令上の責任)

第8条 甲及び乙は、本協定の履行に関し、関係する法令を遵守するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日までに、甲及び乙のいずれからも書面による終了の通知がない場合、本協定の有効期間は1年ごとに同一の条件にて自動更新されるものとする。

(合意管轄)

第10条 本協定に関して、甲乙間に争いが生じた場合の管轄裁判所は横浜地方裁判所とする。

(協議事項)

第11条 本協定に定めのない事項が生じた場合及び本協定のいずれかの条項に疑義が生じた場合は、その都度甲乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、双方各1通を保有する。

令和元年8月2日

甲： 東京都品川区北品川5-5-15  
中外製薬株式会社 関東南統括支店  
統括支店長 松本 博之

乙： 横浜市中区港町1-1  
横浜市長 林 文子